

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
13	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉(介護を含む。)」の追加	災害救助法第4条の救助の種類(「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の救助に従事させることができるもの)に「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が災害救助の基本施策の一つであることを明確化	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については旅費のみが対象)。	被災者に対する福祉・介護サービスの円滑な実施	・災害救助法第4条、第7条 ・平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて ・平成28年4月28日付事務連絡「平成28年熊本地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて	内閣府、厚生労働省	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県		宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、石川県、豊橋市、半田市、大府市、奈良県、鳥取県、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市、宮崎市	○当県では、災害派遣福祉チームの派遣体制を構築済みであるが、その経費負担等について、災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」を追加する必要性が生じている。 ○大規模災害において人手不足となった福祉・介護施設(緊急入所や福祉避難所を受け入れた施設)等への災害派遣福祉チームの派遣について、経費負担等の具体的な取り扱いについて、災害救助法による救助の種類に規定無く、発災後の通知により対応することとなっている。そのため、災害派遣福祉チームの派遣側、受入側共に迅速な受援、派遣に支障が出ている。 ○医療チームにおいては、派遣費用が災害救助法の求償対象になっており、福祉チームについても、求償対象になることを要する。 ○経費負担率等の取扱及び派遣調整システム及び派遣する福祉・介護専門職の取扱を定めておくことは、各自治体にとっても被災自治体からの要請への迅速な対応に資するものと認められるため、共同提案を行うもの。 ○災害発生時には、被災者の健康管理及びこころのケア等を行う保健師などの役割が重要であるが、その業務については現在の救助項目の対象とならないものも多い。被災地のニーズ及び保健師等の業務の重要性を踏まえ、救助項目に「福祉」の項目を追加することで、保健師等の業務を災害救助法の対象とすべきである。 ○平成28年熊本地震では、福祉避難所の支援として他県から介護職員等の派遣を受けたが、費用負担等については法上の明確な規定がないことから、厚生労働省の平成28年4月28日付事務連絡の発出を待つこととなった。 ○南海トラフ巨大地震発生時には、避難生活の中長期化が予想されることから、要配慮者の二次的避難所となる福祉避難所の確保が急務となっている。 ○県内において、あるいは県域を越えて高齢者施設の入居者等の避難や介護職員等の派遣等を行う支援体制の早急な確立が求められているが、県域を越えた支援体制を速やかに構築するためには、その根拠法令や制度の整備のほか、厚生局など国による一定の関与が必要である。 ○県内においても災害派遣福祉チームなど支援体制の構築に取り組んでいるところであるが、災害救助法に福祉活動が規定されていないため、派遣経費など費用負担が課題となり体制整備に支障をきたしている。 ○県内においても災害派遣福祉チームを整備したところであり、今後、被災地への派遣に際して、派遣費用が災害救助費の支弁対象となるかどうか等、同様の問題が生じる可能性がある。 ○現状では、災害が起きることに被災者と協定を締結し、派遣に係る経費負担などについて協議した後に入居人材を派遣することになっている。災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」が追加されることにより、協定を締結しなくても迅速に被災地に福祉人材を派遣することが可能になる。 ○熊本地震の際には、地震により機能停止に陥った市立病院の看護師(市職員)を避難所の巡回や仮設住宅等への訪問・見守りといった福祉的支援に投入できたため、大きな支障とはならなかったが、今後同様の災害が生じた場合に向け、整理しておく必要があると考える。
14	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	「災害派遣福祉チーム」の制度化及び派遣・調整システムの構築	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う「災害派遣福祉チーム(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を制度化するとともに、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については旅費のみが対象)。	被災者に対する福祉・介護サービスの円滑な実施	・災害救助法第4条、第7条 ・平成31年2月7日付厚生労働事務次官通知「生活困難者就労準備支援事業費等(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱)	厚生労働省	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、石川県、豊橋市、半田市、大府市、奈良県、鳥取県、福岡県、熊本県、熊本県、熊本市、宮崎市	○当県では、災害派遣福祉チームの派遣体制を構築済みであるが、都道府県ごとに取組に差が見られる。そして、大規模災害時には、多くの地域で福祉的支援が必要になることから、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築する必要がある。 ○災害派遣福祉チームの他県への派遣や他県からの受援について、派遣調整する仕組みが無い。そのため、災害派遣福祉チームの派遣側、受入側共に迅速な受援、派遣に支障が出ている。 ○現在、各都道府県がおのおのの仕組みで制度構築を図っており、都道府県間の連携が取れていないこともあり、「災害派遣福祉チーム」の制度化により、都道府県間で連携しやすくなるのが重要と考える。 ○長期的な避難所生活における要配慮者に関する様々な福祉的課題に対応するためには、「災害派遣福祉チーム」の制度化及び派遣・調整システムの構築が必要である。 ○経費負担率等の取扱及び派遣調整システム及び派遣する福祉・介護専門職の取扱を定めておくことは、各自治体にとっても被災自治体からの要請への迅速な対応に資するものと認められるため、共同提案を行うもの。 ○平成28年熊本地震では、県内全域が被災し、当県の災害派遣福祉チーム(DCAT)の協力団体7団体のうち、活動できたのは1団体だけであった。そのため、他県の災害派遣福祉チーム等の支援により対応した。その調整等に苦慮した。 ○当該及び当市においては、現在、「災害福祉支援チーム」を組織・調整する仕組みは構築されていないが、今後の南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時の中長期的な避難生活を考慮する上では、今回の制度改正の提案内容は当然必要になってくるものと思われることから、当市としても提案すべき内容であると考える。 ○県内において、あるいは県域を越えて高齢者施設の入居者等の避難や介護職員等の派遣等を行う支援体制の早急な確立が求められているが、県域を越えた支援体制を速やかに構築するためには、その根拠法令や制度の整備のほか、厚生局など国による一定の関与が必要である。 ○県内においても災害派遣福祉チームなど支援体制の構築に取り組んでいるところであるが、災害救助法に福祉活動が規定されていないため、派遣経費など費用負担が課題となり体制整備に支障をきたしている。 ○災害派遣医療チーム(DMAT)や保健師チームについては、全国的にチームの派遣・調整をするシステムが構築されているところであり、災害派遣福祉チームにおいても、同様の派遣・調整システムを早急に構築する必要がある。 ○災害派遣福祉チームについては、各都道府県で整備が進められているものの、その整備内容にはばらつきが見られる。国において全国統一した制度化を求める。 ○熊本地震の際には、地震により機能停止に陥った市立病院の看護師(市職員)を避難所の巡回や仮設住宅等への訪問・見守りといった福祉的支援に投入できたため、大きな支障とはならなかったが、今後同様の災害が生じた場合に向け、整理しておく必要があると考える。	

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									支障事例	
											団体名	
82	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないときは、指定してはならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もあり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考(千葉県)】 ・平成30年度の指定等件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 ・令和元年5月末時点の市内保険医療機関の指定率:90.1% (内訳)市内保険医療機関数1,719のうち指定医療機関数1,549	自治体及び医療機関双方の事務負担の軽減が図れる。	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	厚生労働省	千葉県		旭川市、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、石川県、福井市、長野県、鳥取市、各都府県、東京都、京都府、八尾市、南あわじ市、奈良県、高松市、八幡浜市、熊本県、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村では、県への進達業務を実施するのみであるが、医療機関から申請書の記入方法の問い合わせ等が多く事務負担が生じている。 ○本市では毎月、翌月に指定期間満了となる生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局に該当しない指定医療機関に対し、指定更新の通知を行っている。また、提出された指定更新申請書には不備があることが多く、健康保険の登録内容による確認作業が生じているのが現状である。もし提案とおり制度が改正できれば、これらの事務作業が不要となり本市の事務負担が軽減される。また、指定更新申請書の作成及び提出の必要がなくなるため、指定医療機関の事務負担も軽減される。 【参考】本市における平成30年度の指定等件数:131件(内訳)指定:24件、更新:107件 ○本市において、更新忘れを防ぐため更新案内を送っているが、みなし措置が行われれば、この事務負担も減少する。平成30年度指定等件数:163件(内)更新85件 ○健康保険法による保険医療機関等が指定更新手続きの際に指定辞退等の事例は無いため、業務上支障は生じず、事務負担軽減が可能である。 ○指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかであるにもかかわらず、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況があります。 ○提案内容と同じ支障事例あり。本市においても、指定更新の際には、指定更新手続きの更新依頼文書及び書類一式を送付し、医療機関に申請を依頼している。ほぼ同様の事務を行っている介護機関については、平成26年7月1日以降介護保険法で指定を受けた介護機関はみなし指定として運用され、生活保護法による指定を辞退したい場合のみ申し出をいただいているが、特に支障は出ていない。医療に関しても介護機関と同様、健康保険法による更新手続きがなされた場合は、みなし指定をいただけたと行政手続きの簡素化が図れ、双方の事務負担が軽減されると考える。 【参考】 ・平成30年度指定等件数:745件(内訳)指定:199件、更新295件、変更158件、廃止・休止・辞退等93件 ・平成30年4月1日時点での指定医療機関数:2,050 ○指定更新事務は、自治体及び医療機関双方の事務負担となっているが、指定更新事務を通じなくても、生活保護の指定医療機関に対する個別指導や検査等により、指定更新事務の履否は担保できていると考えられる。保健医療機関の指定更新を受けていれば、生活保護の指定医療機関の更新もみなされることで支障はないと考える。 ○指定更新の手続きを一本化することで、事務の効率化を図ることができる。 ○有効期限が6年のせいから、医療機関自体が更新を失念している場合もあり、こちらから関係書類提出の提出を促すこともある。同時更新となれば事務負担の軽減が図れる。 ○当県においても提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度を見直ししてほしい。なお、当該見直しは更新に限らず、当初の指定についても適用できるよう見直ししてほしい。(※参考…申請受理件数180件(更新133件、指定47件)) ○厚生局への保険医療機関等の更新申請時に、知事への生活保護法の指定の更新申請も必要となるため、期限が切れる前に、生活保護指定医療機関等に対し、申請書類を提出するよう県から連絡をしており、事務の負担となっている。 ○更新手続き遅れや更新案内の観点からすると、みなし措置は病院側及び自治体にとって事務負担の軽減につながるかと考えられる。ただし、自治体としては、病院等がきちんと健康保険法の更新手続きをしたかどうか、何らかの方法で確認する必要があると考える。 ○本市でも同様の支障事例が発生している。制度改革により本市及び医療機関双方の事務負担の軽減を図ることができる。 ○当県における指定件数(平成30年度)合計:855件(内訳)指定:338件、更新:517件 生活保護法指定医療機関となるためには保険医療機関でなければならない。このため、指定更新を行う際は結局保健医療機関の指定更新がなされているかを確認している。仮に医療機関が指定更新の際に生活保護指定医療機関のみについて指定を受けようとする場合は、辞退届を提出することで足りるため、生活保護法独自に指定更新手続きを行う必要性は少ないものと考えられる。
83	B	地方に対する規制緩和	その他	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準の変更	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準である平均水道料金は、直近に行われた水道統計を基にしているため、例年11月頃に見直しされているが、前年度に行われた水道統計を基とするよう運用を見直し、予算編成時期である8月等できるだけ早い時期に公表すること。	A市においては、平成25年度から老朽管更新事業を実施している。平成30年11月に次年度の採択基準(平均水道料金)が見直しされ、A市は採択基準を満たせず、平成31年度は老朽管更新事業を実施することができなくなると見直しが必要に迫られた。次年度の事業予定を見直す必要に迫られた。	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	厚生労働省	三重県	山形市、春日部市、千葉県、福井市、長野県、鳥取市、京都府、大阪府、徳島市、大村市、熊本県、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○当県においても平成24年度より当該交付金により事業を行っている。平成30年度まで全体計画の45%が更新できていたため、今後事業継続は要する。よって、採択基準の変更は、提案にあるように予算案策定作業前、もしくは前々年度に通知していただきたい。 ○当団体においても、市町村の次年度の予算要求に向けての事業計画を行う時期が、採択基準の発表時期(例年11月頃)より前になるため、早い時期での公表は必要である。 ○予算案策定作業前、次年度の採択基準が分かると事業予定を計画的に立てることができる。 ○老朽管更新は急務であり、各市が計画をもって進めているものの、財源には非常に苦慮している。補助金については、当県においても対象が否かが微妙なところに見え、予算時期に当該年度の水準で検討している状況である。当該年度で検討した結果として予算措置しなければ、補正予算となり、事務負担が増え、補正であるため発注も遅れることになる。計画的に事業を進めるためにも、是非、善処していただきたい。 ○当県においては、平成27年度から老朽管更新事業を実施している。令和元年度は、平均水道料金がわずかに上回ったことにより採択基準を満たしたが、次年度の平均水道料金の見直しにより、当市は採択基準を満たせなくなる可能性がある。そのため、令和2年度以降の老朽管更新事業の事業計画を立てることに苦慮している。 ○採択基準は、市町村が事業計画を策定する際に必要な情報の一つなので、早い時期に示されることに賛同する。 	
86	B	地方に対する規制緩和	その他	埋火葬費用に充当するため、市町村担当者による死亡者の銀行預金払戻しに関する権限の明文化	行旅病人及び行旅死亡人取扱法(行旅法)において、市町村が繰り替えた埋火葬費用について死亡者の遺留金銭を充当できると定められていることから、銀行貯金や有価証券等について、相続財産管理人を選任せずに充当が可能であることを明確にすること。	【問題の所在】 墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡者の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行旅法の規定に基づき遺留金銭、有価証券を当該埋火葬費用に充当することとなるが、一般の銀行の場合、死亡者の相続財産管理人でなければ払い戻しができない。しかし、相続財産管理人の選任については1件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことから、当該埋火葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。 なお、ゆうちょ銀行においては、市町村担当者が死亡者の預金を払い戻すことを可能としている。	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及び行旅死亡人取扱法	金融庁、厚生労働省	宮城県	青森県、ひたちなか市、群馬県、福井市、長野県、石川県、福井市、長野県、鳥取市、各都府県、東京都、京都府、八尾市、南あわじ市、奈良県、高松市、八幡浜市、熊本県、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡者の遺留金銭が少額である場合、相続財産管理人の選任が行うことができないため、保管根拠のないまま本市が遺留金銭を保管している場合がある。 ○死亡人への調査権限が明確に定められていないことから、死亡者が銀行口座等に資産を有している可能性がある場合においても、調査を行うことが出来ず、本来であれば遺留金品を充当することが出来た事例においても財政負担が生じており、改正が必要と考える。また、調査権と同時に銀行口座からの払戻しに係る権限を制定する必要があると考える。 ○当県においても相続財産管理人の選任に係る費用が、遺留金としての銀行貯金を上回る場合には、相続財産管理人の選任が行えず、本来が費用負担をしている事例があり、ゆうちょ銀行以外の銀行等においても市町村担当者が簡単に死亡者の預金を払い戻すことができなくなる運用を求めたい。 ○現状、相続財産管理人による手続き無しには遺留金銭たる預金の払戻し等に応じない金融機関もあり、費用充当の支障となるケースも存在する。相続財産管理人の選任が利害関係人等により行われるケースも限られており、事務の煩雑化を招いていることから、権限の明文化を望む。 ○当県においても、遺留金銭の調査・回収に苦慮している市町村の現状があることから、当該制度は必要と考える。 ○行旅法の規定どおり市町村が負担した埋火葬費用に、死亡者の遺留金銭を充当することができるようになり、市町村の費用負担を少なくすることができる。 ○一般銀行については、市が死亡者の預金の払い戻しを受けられないため、相続財産管理人選任の申立てを行うこととなるが、申立て費用が預金額を上回る場合、結果的に申立てを行えない。そのため、埋火葬費用を回収できず、市の財政負担となっている。 ○現行の法律では親族調査・預金調査等する権限がなく、市町村が負担する費用は今後も増える見込みです。調査権限が付与できれば、遺留金の調査も合わせて行うことができ、葬祭費用等に充当することができると財政負担の軽減につながります。 	

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									支障事例	
											団体名	支障事例
106	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特別障害者手当等所得状況届処理事務の簡素化	特別障害者手当及び障害児福祉手当において、受給者及び実施機関の負担軽減の観点から、簡素化	障害児福祉手当受給者は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条の規定により、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要があり、受給者にとって負担となっている。また、提出された所得状況届を処理する実施機関にとっても負担となっている。なお、特別障害者手当についても同様である。	定時の所得状況届について「改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き」では、受給者から毎々に届を提出させることを原則とする述べながらも、受給者の負担の軽減を図り、事務処理の効率化を図る観点から、実施機関において定時所得状況届関係連名簿を作成し、課税台帳等により確認した事項を記入することにより、届の提出のあったものとして取替えて差支えなくされている。この件につき、現在、当該事務処理に係る地方情報については情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象とされていることも踏まえ、毎々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関による定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とするよう、省令を改正すべきである。	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	厚生労働省	茨木市	石岡市、江戸川区、八王子市、浜松市、豊橋市、半田市、西尾市、京都市、南あわじ市、高松市、大村市、宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○所得状況届の届出はあるが、所得金額を市で確認の上で報告している。そのため、市で確認に要する作業は変わらず、対象者からの書類提出を簡素化できれば事務の削減につながる。 ○障害児福祉手当、特別障害者手当ともに所得状況届の事務量は多く、受給者及び担当者に負担がかかっているため、提示所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則として頂きたい。 ○定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とする一方で、所得状況届の受付事務がなくなることによる事務量の削減及び印刷がなくなることによる事務費の削減を図ることができると考えられる。 ○障害児福祉手当、特別障害者手当受給者が、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要がある。一度で必要な書類がそろわないこともあり、市役所の窓口へ提出に来ることは、障害のある受給者や家族にとって負担となっている。毎々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関による定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とするよう、省令を改正すべきであり、それにより、受給者及び実施機関の負担軽減が図られる。 ○市役所に訪問する利用者の負担は、提案事項の内容と併せて、受付の始期が始益の期間になるため、利用者、実施機関双方の負担がある。 ○特別障害者手当等の所得状況届については、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象とされていることから、毎々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関で確認して提出することにより、受給者及び実施機関の負担軽減が図られると考える。同時期に実施される、特別児童扶養手当の所得状況届提出に係る事務量も膨大なので、特別障害者手当等の所得状況届処理事務の簡素化を希望する。 ○本市においても、障害児福祉手当受給者は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条の規定により、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要があり、受給者にとって負担となっている。実施機関による定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とするよう、省令を改正すべきであり、それにより、受給者及び実施機関の負担軽減が図られる。 ○本市においても現況届に伴う事務や問い合わせ等の対応等が大きな負担となっており、期間の工夫や事務の軽減を求めたい。 ○定時所得状況届(現況届)を廃止すれば、市から受給者への案内にかかるコスト(労力、郵送料)がカットできる。また、受給者の届出忘れによる処理については、現在でも「受付処置簿」という形で毎年出力しており、それには世帯の所得等も記載されているので、提案通り、連名簿による処理が原則となっても、特段支障はないものと思われる。 ○提案内容は、受給者の負担軽減及び職員の事務負担軽減につながるものと考えられる。しかし、連名簿だけでは入帳・施設入所等の有無、扶養義務者全員の税情報等、確認不可項目があるため、代替手段で確認可能であれば有効と考える。 ○所得状況届の届出にあたっては、重度の障害者及びその家族の負担になっており、提出についての相談もある。情報提供ネットワークシステムの導入など状況が変化してきていることから、実際に合わせた省令改正を検討してほしい。
107	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特別障害者手当等認定基準の明確化	特別障害者手当及び障害児福祉手当認定基準について、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で規定すべきである。	認定基準については、手当の支給の可否を決定するための重要な事項であることから、入手困難となっている『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で認定基準を規定すべきである。それにより、公正な認定審査が可能となるとともに、迅速な認定審査にも資すると考える。	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	厚生労働省	茨木市	白河市、日立市、石岡市、高萩市、千葉市、江戸川区、八王子市、横浜市長官舎、大田市、浜松市、豊橋市、豊田市、西尾市、大原市、京都市、大阪府、高松市、南あわじ市、京都市、山口市、高松市、八幡濱市、大村市、熊本	<ul style="list-style-type: none"> ○本市においても、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いて事務処理を行っており、手引き上の疑義解釈を参照しなくては認定審査に支障をきたす状況である。しかし、手引き発行後の所得要件の変更等、通知で変更や解釈知られていないものも多く、手引きと通知を見比べながら処理を行っており事務が煩雑である。省令等で認定基準を規定することにより、公正な認定審査が可能となるとともに、迅速な認定審査にも資すると考える。 ○現在の事務として、入手困難な『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』と併せても使用している「法令通知集」を見比べながら行っている。『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』は出版されていないため、現在入手することができず、明確な認定基準を明確化していただければ、迅速な事務を行いやすくなる。 ○家賃の疑義が生じた場合などに参照する向手引きについては、長期間改訂がなされていないことから、実態と乖離し手引きの用に供さないことあるため、提案者と同様、省令等で認定基準を規定するなどの必要性を感じている。 ○『改訂 特別障害者手当等 支給事務の手引』については、紛失や裏損などがあっても認定審査に支障をきたさず、省令等での認定基準を規定して頂きたい。 ○現在、特別障害者手当等の支給にあたり、平成10年発行の『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引』を使用しているが、改訂されていない箇所が多く、多数の関係省令や過去の記録等を参考に審査を行っている。そのため、認定審査に時間を要し、担当者の事務負担が大きい。また、自治体により判断に差異が生じていないか不安がある。よって、公正で迅速な認定審査を行うため、基準となる省令等の施行を望む。 ○提案団体同様、認定事務には『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いなければ、事務処理は困難なものであるにもかかわらず、改訂が行われていない期間に多数の通知の改廃が行われており、認定事務において煩雑な状況にある。改訂版の発行は必要である。 ○特別障害者手当及び障害児福祉手当は、判定基準等の専門性が高いため、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用に加え、通知及び省令等により運用基準等を明確にする必要があると考える。 ○特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定に当たった最新の基準は、『障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について』(昭和60年12月28日社第162号厚生省社会局長通知)であるが、この「認定基準」は重要なことしか記載されていないため、それぞれの詳細な考え方については『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いるようにと、県に確認している。認定基準については、手当の支給の可否を決定するための重要な事項であることから、久しく改訂が行われていない『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で認定基準を規定すべきである。それにより、公正な認定審査が可能となるとともに、迅速な認定審査にも資すると考える。 ○認定基準については、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』発行以降、必要に応じて改訂されたいが、改訂についての通知と手引きをそれぞれ確認する必要があり、当市においても現行の認定基準を正しく把握することに困難が生じている。 ○当市においても若年性認知症を事由とした認定請求が増えているが、現行の手引きでは認定可否の解釈が明記されておらず、都道府県の確認作業を要している。このほかにも、時流に即していないと思われる点が見受けられる。 ○本市においても、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照して、特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定を実施している。認定基準については、手当の支給の可否を決定するための重要な事項であることから、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で認定基準を規定すべきである。それにより、公正な認定審査が可能となるとともに、迅速な認定審査にも資すると考える。 ○業務上『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照することが必須でありながら、新たに入手することが不可能である現状は早急に改善を要する。省令や新たな通知等によって整理しなおすことが、適正で効率的な審査が可能になると考える。 ○事務の手引きの入手困難さの問題のほか、認定基準についても複雑であり、利用者が理解しづらいという問題があり、含わせて改善を求めたい。 ○本市においても同様の状況にある。また、省令等の法令的根拠がない場合、審査請求等に対する対応が困難となるケースがあることが想定される。 ○提案のとおり省令等で規定されれば、基準が明確化するものと思われるが、『障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について』改訂 特別障害者手当等支給事務の手引きを用いて事務を行うこと自体には問題はないと思われる。ただし、「手引き」が平成10年4月以降改訂されておらず、「基準」が改訂されていることに対応できていないこと、さらに、各自治体からの疑義に対する厚労省の解釈回答が平成10年以降更新されていないことは問題である。本市も平成27年度に1件、平成28年度に2件、県を通じ疑義解釈回答を受けられているが、他の自治体には共有されていない。 ○「手引き」を改訂し全国自治体の疑義解釈を共有する仕組みが必要であると考える。 ○認定基準は『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』発行後、第9次改正まで行われており、医学的見地も含め、手引の内容と合わない部分も多く、疑義も個別基準の全てを補うとはいえない。ただ、省令にすこと改正等の事務手続きが煩雑になり、見直しの妨げもかなりかねないことから、次回改正の認定基準から、個別基準に加え障害ごとに手引にあるような疑義と見解を添えることで、審査の精度の向上と統一化を図ることが可能になると考える。さらに、認定基準だけでなく制度に関することを含め、国に寄せられた各自治体からの疑義とそれに対する通知がなくなることを含め、例えば蓄積された疑義と回答をデータベース化し、ネットワークを利用した提示表示のようなかたちで行っても県・検索・回答の閲覧が可能になれば、全国の担当者で情報を共有し、手引きに替えることが可能ではないか。 ○同様の支障事例がある。審査請求事業の際にも、昭和60年から改訂されていない「特別障害者手当等支給事務の手引き」にしか明記されていないことを根拠にさせるを得ないことがある。 ○当市でも、手当の等級判定業務を行う各区役所に『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』が入手困難であることから配布できておらず、独自のマニュアルで判定等を行っている。厚生労働省通知や法令等で基準を定めることで、全国の市町村で統一基準を確認可能となる。 ○事務処理では、どの法が最新かを確認しつづ手引きをみて事務を行うため、事務の煩雑や間違いを起す可能性がある。①最新版の「特別障害者手当等支給事務の手引き」を発行していただければ、問題が解決できると思われる。②または、最新版の「特別障害者手当等支給事務の手引き」を発行できないのであれば、同様のものを、国の自治体専用ホームページなどで、現在有効な通知、事務処理例、判断基準などを掲載し、各自治体からそれらを見て、事務を行うことができればよい。全国一律の事務のため、自治体ごとに判断が違ってくることも少なくないと思われる。 ○『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引』について改訂されていないことにより、手引とともに最新の通知を確認しながら作業することになり手間である。認定基準についても公平性を期すために明確に規定されることが望ましいと考える。 	
109	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	移動支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	厚生労働省	茨木市	宮城県、白河市、千葉市、美濃加茂市、豊橋市、大崎市、南あわじ市、山口市、徳島市、佐世保市、大村市、熊本	<ul style="list-style-type: none"> ○移動支援については各市町村で利用できる範囲が異なり、視覚障害者の同行援護との差について苦情もあることから、障害の種類にとらわれない制度に改める必要があると考えられる。 ○本市についても感じているところであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律も、法改正が望ましいと考える。 ○本市についても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上、視覚障害者の同行援護を介護給付として定める点も考慮すると、移動支援事業については国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行うべきであり、それにより公正な支給審査が可能となるとともに、迅速な支給審査にも資すると考える。 ○提案理由以外にも、地域生活支援事業については、予算の範囲内で100分の6以内を市町村に補助しているが、実際の補助は、100分の30前後であり、市町村の負担が大きいため、移動支援事業を負担率が100分の50である介護給付費に含めることは財政負担を考えると良いことと考える。 ○当市では、視覚障害者団体より同行援護と移動支援を併用して利用できるよう要望がある。同行援護は国の制度で、移動支援は市の制度のため、両方利用できることと主張があるが、移動支援事業についても国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行えば、それにより公正な支給審査が可能となり、利用者の混乱も生じないと考える。 ○本市においては、独自の移動支援事業を実施しており、他市町村からの転入者等は制度の変更による不利益を被ることも考えられる。また、各市町村に裁量を委ねている現行制度では、要件や事務処理手順が異なることもあり、複数の市町村から委託されている事業所では事業実施や請求事務等に混乱が生じている。 ○本市の移動支援の身体障害者については、全身性障害(1級かつ、両上肢と下肢及び両下肢と上肢)に限定されている。また、グループ型の移動支援も対象外となっている。自治体によってサービスの対象者や内容が相違することについての苦情が寄せられることしばしばある。地域生活支援事業とされている移動支援事業について、国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行うことで、「健康で文化的な最低限の生活」が保障されるとともに、合理的な理由のない地域差がなくなり、自治体の事務負担の軽減も期待できるため、提案に賛同する。 ○移動支援事業は地域生活支援事業の必須事業で必要性が認識されているにもかかわらず、事業所が少ないうえに現状で利用しなくても出来ぬという家族からの声を耳にします。支給基準や運用の地域差が本市周辺でもあるため、基準の統一化を図ることは良いと思います。 ○移動支援事業は、単独での外出が困難な障がい者には必ず必要となるサービスであり、今後大きな需要が見込まれると考えられることから、本市としても移動支援事業については、個別給付化することが望ましいと考える。 ○本市においても、移動支援事業における支給決定が自治体によって差が生じていることが問題と捉えている。支給基準を設けることで公正な支給審査が可能になると考える。 	

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
121	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	住宅宿泊事業(民治)届出時(法定届出書類に「消防法令適合通知書」を追加	【現行制度】住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民治)を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項(定める書類を提出する必要がある。しかし、当該条項で定める書類には、事業を始める建物が消防法令に適合している場合に消防署から交付される「消防法令適合通知書」が含まれておらず、ガイドライン(住宅宿泊事業法施行要領)において、届出時に併せて提出を求めることとしているに過ぎない。【支障事例】ガイドラインには法的拘束力はないため、消防法令適合通知書の添付がなくても届出を受理せざるを得ない。本県では現時点での事例はないが、他自治体では発生している事例がある。消防法令に適合しているか否かは、宿泊料を取って他人を泊める施設を運営するに当たり非常に重大な要件(特に、家主が不在の住宅に宿泊させる施設の届出の場合)であり、提出を受けなければ、地方自治体として最低限の安全性を確保することが困難である。現行法上では問題がなくても、一般的な観点からは、安全性を担保できない民泊施設の運営を容認していると捉えられかねない。安全性確保は全国どこでも必要であり、このような重要書類は、ガイドラインや各自治体の条例に任せるのではなく、法令に基づいた添付書類として明確に提出を求めるべきである。	消防法令への適合を確認することで、一定の安全性を担保することができ、利用者及び地域住民にとっての安全・安心に繋がる。	住宅宿泊事業法、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)	厚生労働省、国土交通省	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、川口市、神奈川県		北海道、札幌市、青森県、仙台市、千代田区、横浜市、川崎市、豊橋市、西尾市、三重県、京都府、大阪市、高知県、福岡県、宮崎県、沖縄県	○当団体において、平成30年度における民泊の届出のうち、消防法令適合通知書の提出がなかったものが49件あった。宿泊者の安全を確保する上で、消防法令の遵守は欠かすことのできない要素であり、道では各地の消防本部と連携して立入検査を実施し、是正を指導したが、営業を開始した事業者に対して、設備の改善を指導するのは営業行為の規制にあたる恐れもあり、施設の是正までおよそ半年程度かかるなど、対応に支障があった。 ○還付を行うにあたり必要口産情報を把握していない場合は、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。 また、返信ない場合は還付ができず還付未済金となってしまうことも大きな課題の一つとなっている。 ○本市における支障事例はない。しかし、今後、住宅宿泊事業が一般化した際、住宅届出時の法定届出書類に「消防法令適合通知書」を追加することは、住宅宿泊施設の安全確保に必要である。 ○住宅宿泊事業法の届出に必要な届出書類に消防法令適合通知書を追加することで、消防法令への適合を確認でき、一定の安全性を担保することができるため、当該通知書の追加の必要があると考えられる。 ○消防法令適合通知書により事業者は施設の最新の法的遵守状況を確認でき、事業開始の際の不備の改善が可能となる。消防法令に適合しない施設の受付を受理すると、宿泊者の財産や生命への危害リスクを生じだけでなく、費用をかけた開始した事業を断念するリスクを事業者側に負わせることにもなる。 ○消防法令に適合しない住宅で民泊事業を実施した場合、火災等により利用者の生命に危険が及ぶことも考えられる。 ○「消防法令適合通知書」がない届出の場合、消防と連携を取り対応しているもの、届出書類として「消防法令適合通知書」をガイドラインで求めるのであれば、法令に基づくものと整理することが望ましい。 ○本市では、制度開始当初より、法的拘束力がないことを理由に、消防法令適合通知書を添付せずに届出を受理するよう求める要請が相次ぎ、消防法令への適合状況を確認できないまま受理せざるを得ない状況が続いている。このため、届出の受理後に後追いで届出者への是正指導を行っているところであるが、令和元年5月末時点で、本市の届出住宅における消防法令の適合率は6割程度に過ぎない。消防法令不適合の届出住宅において火災等が発生し、宿泊者の生命等に危害があった場合、自治体の指導監督責任は勿論ながら、法制度の不備を問われることは必至であると思われる。実際、本市において住宅宿泊事業の届出がある共同住宅において火災が発生し、宿泊者の生命等に危害があった届出住宅ではない部屋)も発生しており、この際は怪我人等もなかったが、早急に対処しなければ、いつか重大な事態が発生しかねない。 ○本市も「消防法令適合通知書」が必要と考えているが、法令に記載されていないことから、「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」において、独自に書類の提出を求めている。住宅宿泊事業の適正な運営のために、提出が必要な書類と考える。 ○住宅宿泊事業法施行要領に基づき、「住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的」で、届出受付時に消防法令適合通知書の添付を求めているが、当該通知書を添付せずに届出を行う事業者が増加しているため、消防法令の適合状況が届出時点で確認できない。加えて、住宅宿泊事業法施行規則第4条第1項により、事業者は、事業を開始しようとする前日までに届出をすればよいと定められており、届出を受けてから事業を開始するまでの間に、消防法令の適合状況を確認することは困難であり、安全性を担保できない民泊施設の運営を容認していると捉えられかねない。 ○左記支障事例のとおり「消防法令適合通知書」が法令で規定する添付書類に含まれておらず、ガイドライン(住宅宿泊事業法施行要領)において、届出時に併せて提出を求めることとしているに過ぎないため、添付が無くても届出を受理せざるを得ない。当団体においても、適合通知の添付が無くても受理しているため、受理された事業者は、速やかに営業を開始する。そのため、実際に消防法令に適合していても営業していないケースが見受けられ、営業開始後に指導を行うため、その間営業が続けられ、当該施設に宿泊客が宿泊することとなる。火事が起こった際に宿泊客の生命に係る重大なことになるにも関わらず、消防法令に適合していない状態でも営業可能な期間が存在するとは、利用者及び地域住民にとっての安全・安心を脅かすものである。 ○届出住宅の安全性確保のために望ましい措置であるが、当区は法施行時、都道府県及び消防署と協議を行い、「事業者が所轄消防署と事前相談を行い届出書に相談記録を添付する」こととしているため、参画には再協議が必要である。
123	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化(平成26年大府等複数県からの提案事項と同様に、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。)	平成26年の提案募集において「介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化」が提案され、申請書の本体化や重複する書類の省略等が示されたところだが、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」は認められなかった。しかし、法の趣旨は異なるものの、実態として介護サービス事業者と居宅サービス事業者は同一であり、分けて申請等をする必要性に乏しい。近年の働き方改革の流れからも事務の効率化、負担軽減を進める必要があり、また、届出忘れや届出先の間違いが頻発していることから、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。	事業者、自治体の双方にとって、事務手続きの負担が軽減する。また、届出忘れや届出先間違いの発生がなくなる。	・介護保険法70条、75条、86条、89条、91条 ・介護保険法施行規則 ・老人福祉法14条、14条の2、14条の3、15条、15条の2、16条 ・老人福祉法施行規則	厚生労働省	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	川崎市、千葉県、千葉県、八王子市、石川県、長野県、浜松市、名古屋市、大阪府、堺市、八尾市、岡山市、山口県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、福岡県、宮崎県	○介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設けることにより、事業者、自治体の双方にとって、事務手続きの負担が軽減すると考える。 ○事業者及び自治体の双方にとって、事務手続きの負担が軽減する。また、変更届出についても、老人福祉法に規定がある届出事項が介護保険と異なるため、変更内容によって老人福祉法の届出の有無が異なり、事務が更に煩雑にしまっているため、事業者及び自治体の業務負担を減らすことができる。具体的には、新規指定では50件のうち32件、廃止届出は53件のうち40件及び変更届出1,255件のうち941件が二重の届出となっている。老人福祉法の届出が簡素化されれば、事業者と自治体で約2,000枚の文書量及びこれらに基づく書類審査や事務手続きが削減・軽減できる。 ○事業所は介護保険法の申請をすれば事業運営が可能となるため、老人福祉法の届出の必要性を感じず、届出忘れがよくある。また、介護保険法の申請をすれば、老人福祉法の届出があったとみなすことで、事業所・自治体双方にとって事務手続きの簡素化が図れ、負担軽減に繋がる。 ○老人福祉法の届出忘れが多く見られる。 ○事業者によっては、老人福祉法の届出の必要性を知らず、届出がなされていない場合もある。 ○事務手続の簡素化については、現在、各県・各市町村の対応に任されている状態であるが、それでは、対応がバラバラになることが想定され、事業所に対して事務手続きが分かり難くなる。よって、各自治体の手続が統一的なものとなるよう国による簡素化を求める。	
137	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	老人福祉法の届出規定の見直し	介護保険法上の申請があった場合には老人福祉法上の届出があったとみなす「みなし規定」の創設が、平成26年の提案募集においてなされ、これを受け、国の対応方針として、申請書の本体化や重複書類の省略等を周知する事務連絡が発出されたところであるが、老人福祉法第34条に規定されている大都市特例の適用を受けない一般市及び町村においては、両法の申請・届出先は依然として都道府県と市町村に分かれたままであり、両法の所管が異なる以上、申請書の本体化や重複する書類の省略は現実的に不可能な状況である。そのため、地域密着型共同生活介護等の介護サービス事業者は、介護保険法上の申請等とは別に、老人福祉法上の届出を行う必要があるが、両法の所管は都道府県と市町村に分かれており、事業者にとっては届出事務が繁雑・非効率となっている。	介護保険法が施行され、特に地域密着型サービスが創設されて以降、老人福祉法に基づく届出の必要性が介護サービス事業者に十分理解されておらず、届出がなされていないケースが散見される。このため、介護保険法の地域密着型サービスに該当する事業については、老人福祉法上の届出先を都道府県知事から市町村長とすることにより、介護保険法の指定権者が同時に処理することが可能となれば、両法の一體的な運用を推進することができる。	老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2、第16条	厚生労働省	玉野市	千葉県、八尾市、愛媛県、宮崎県	○事業所の事務手続きの負担軽減になる。 ○地域密着型サービス事業者は、当市への介護保険法上の申請等とは別に、県に老人福祉法上の届出を行う必要があるため、事業者にとっては届出事務が繁雑・非効率となっている。 また、老人福祉法に基づく届出の必要性が事業者により十分理解されておらず、両法に基づく県への届出がなされていない事例が多い。	

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
139	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域包括支援センターの職員配置基準(主任介護支援専門員)の見直し	市町村直営の場合(第1号被保険者数3,000人未満を除く。)は、一定の知識・経験を有する介護支援専門員を配置することとする見直しをお願いしたい。	市町村直営の地域包括支援センターにおいて、地域の人材や行政としての組織的マネジメントを活かして、持続的かつ効果的な運営が可能となる。	介護保険法第115条の45第2項、第115条の46介護保険法施行規則第140条の66 地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日厚生労働省通知)	厚生労働省	むつ市、黒石市、五所川原市、三沢市、平内町、今別町、蓬田村、棚ヶ沢町、深浦町、西目屋村、中泊町、野辺地町、六戸町、東北町、六ヶ所村、風間浦村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村		○当市においても、資格保有者の確保に苦慮しているため、主任介護支援専門員の資格要件の緩和によりと人材の確保が比較的容易となり安定した運営となる。 ○市町村直営の地域包括支援センターについては、以下のことなどが考えられる。 ・業務量に応じた柔軟な人員異動・体制の変更が難しい。 ・夜間・休日等の対応や予防給付ケアマネジメント等、緊急対応以外の夜間・休日にサービス事業の対応ができない。 ・業務経験を積んだ専門職が難しい。 ○当市においても、直営で地域包括支援センターを運営しているが、主任介護支援専門員の確保が困難な状況である。市で直営の居宅介護支援事業所を持たない自治体においては、主任介護支援専門員の養成ができて、民間からの出向についても、居宅介護支援事業所の管理者の要件に主任介護支援専門員が求められていることから、非常に難しい。 ○当市(直営)においても主任介護支援専門員の育成、確保に苦慮しており人員配置も固定化してしまい、計画的な採用も難しい。 ○当市(直営)に於いても、主任介護支援専門員の定数に満たない状況です。プラチナの老人介護支援センターからの出向も、主任介護支援専門員のみならず、介護支援専門員の派遣すら難しい状況です。また、主任および介護支援専門員を募集しても、応募がない状況です。直営で育成した主任介護支援専門員も、居宅介護支援事業所に転職したり、60歳を目前に離職される方もおり、今年度は、主任介護支援専門員が極端に不足した状態が続いています。昨年度も、県の開催する主任介護支援専門員研修に応募しても、他事業所優先にて、受付でもらえず計画的な人材育成すらできない状況にあります。県の養成枠は昨年度も今年度も変わらず、今後この状況の悪い改善は見込まず、直営での地域包括支援センターの存続すら危ぶまれます。現在当市では委託率が60%を超えようとしており、地域包括支援センターに主任介護支援専門員を養成し、配置することだけで、自立支援に向けたケアマネジメントの質の向上に確実に繋がるとは限らないとの危惧があります。当市では、地域ケア会議やレベル別介護支援専門員研修の開催、継続的・包括的ケアマネジメントの強化など、介護支援専門員の底上げを行っています。地域の実情を考慮した上で、直営の地域包括支援センターが存続できるよう、一律の配置基準ではなく、弾力的な運用に向けた基準の緩和を認めていただくことは喫緊の課題です。 ○当町のほとんどの事業所には主任介護支援専門員が配置されており、日常的な個別支援・相談を事業所内で行っている。また、主任介護支援専門員が配置されていない事業所や事業所内で解決できない場合は、介護支援専門員間のネットワークや地域ケア会議等の機能を活用することが可能と考えられる。更に当町では主任介護支援専門員を採用することは困難であること、資格取得のためには長期間を要することがから、いったん主任介護支援専門員として配置した場合は人事配置が固定した後任者の育成が困難となっている。	
143	B	地方に対する規制緩和	その他	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。 当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあっては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公の施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第29条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。 以上のように公立・私立の違いをもつて、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に不服がある場合における救済手続の統一化を図ることができ、より公平性が保たれると考えられる。	子ども子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法229条	総務省、厚生労働省	松原市	措置を求める理由として次の2点が挙げられます。一方、行政不服審査会に諮問された場合は、速やかに開催に向けた準備を進めることができるものであり、行政不服審査法の目的の一つである迅速な手続という観点からすると、行政不服審査会に諮問する形式が望ましいものです。次に2点目として、利用者負担額について使用料に該当するとして審査請求がなされた場合には、地方自治法第229条第4項の規定により、議会の諮問を経た後しか訴訟をできない不服申立前置制度が適用されます。行政不服審査制度の見直しにおいては、不服申立前置についても見直しがなされ、当該見直しにおいては、不服申立てをするか、直ちに訴訟をすることが原則であるとされています。対象となる保育所(幼稚園)が、公立・私立であるかの違いのみをもって不服申立前置制度が適用されるか否か区分されることに合理的な理由がないと考えます。この趣旨からも、利用者負担額についての審査請求においては、不服申立前置制度が適用されない制度設計が望ましいものです。したがって、左欄の「求める措置の具体的内容」とおり提案するものです。	中野市、南あわじ市、高松市、うきは市、熊本市 鎌倉市、豊橋市、神戸市、熊本市、宮崎市	○当市においても、審査請求手続に関する質問は年々増加傾向にある。公立施設の使用料に関する質問は現時点ではないが、今後審査請求手続があった場合、公立・私立の違いにより手続きに相違が生じることは、保護者への合理的な説明が難しいと考えている。 ○当市においては、行政不服審査会の調査審議の手続を非公開とし、答申書の個人情報やマスキングした上で公表するなど、個別の事案が特定されないよう配慮をしているが、それでもなお、答申の内容が公表されることに不安を覚えるとして、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定に基づき行政不服審査会への諮問を希望しないとした事例や、審査請求を取り下げた事例があった。地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りるところではあるが、これに該当しない場合は、議会の結論(認容裁決)や、審査請求人の希望の意見を問わず、全て議会に諮問することとなる。議会においては、原則公開の場で審議され、近年議会のネットワークによる中継が行われるなど公開される機会が増えている中、たとえ個人情報保護法に伏せた形であったとしても、事案の概要については知られることとなるため、上記の事例のように、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。また、行政不服審査会への諮問に当たっては審議員意見書とともに事件記録の提出が必要とされる一方、議会への諮問では事件記録の提出は義務付けられておらず、一般的に議案その他の要約された資料のみをもって審査され、更に諮問から20日以内に意見を述べなければならないという制約がある中で、行政不服審査会と比較して、審査請求人が希望する十分な審議を行うことは難しいものと考えられる。以上のことから、議決の結論にかかわらず、審査請求をしようとする者の自己情報についてのコントロールを可能とし、専門的見地から十分な審査を行うためにも、地方自治法において議会への諮問を要するとの規定を削除するか、又は新行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問を要しない(事後報告する)ものとして、不適法却下のほか、行政不服審査法第43条第1項各号(第5号を除く。)に規定する項目に相当するものを追加することが望まれる。 ○利用している施設により取り扱いが異なるのは、保護者に不利益を与えるため、手続きは統一されるべきと考えます。

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
	146	B 地方に対する規制緩和									医療・福祉	看護職員業務従事者届(保健師・助産師・看護師・准看護師調査)のオンライン化を希望する。

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
172	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者有料道路割引制度について、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。 障害者有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員対応時間や事務量が非常に多くなっている。市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日国道第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知(平成15年11月6日障発第1106002号)	厚生労働省、国土交通省	神戸市		札幌市、白河市、日立市、石岡市、高崎市、橋川市、江戸川區、八王子市、横浜市、川崎市、大田市、浜松市、豊橋市、西尾市、福沢市、京都市、高槻市、茨木市、南あわじ市、栗家市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	〇本市の有料道路割引申請は「日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 〇障害者手帳交付の際に案内を行い、申請に基づき証明書を発行している。変更・更新についても市で申請を受け付けているが、問い合わせも多く、窓口・電話対応に多くの時間を割いているのが現状である。証明書の発行は更新指導台帳を管理している市町村が証明することとなり、居住地特例の施設に入所している者は住所地以外に申請しなくてはならず混乱がある。直接の申請が可能となれば、利用者の負担軽減につながる。 〇障害者の通院の際、やむを得ず登録されていない車両を使用、障害者に必要な通院に高速の割引が受けられず、自立や社会経済活動の妨げとなっている。 〇障害者手帳所持者数は毎年増加しており、有料道路割引制度の申請も増加していることから、事務量削減のためにもこの提案に賛成する。 〇有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が免送されるが、料金所走行の場合は特にお知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備があれば有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が煩雑になっている状況であることから、提案市と同様、更新手続きの撤廃や道路事業者への直接申請など、制度見直しの必要性を感じている。 〇本市においても同様の状況である。年間申請件数は把握していないが、問い合わせ等も含めると事務量は非常に多くなっているため、郵送やインターネットでの申請ができるようになれば、事務の削減だけでなく、申請者への負担削減もつながらと考える。 〇本市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不足も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きいため手続きの改善を求めている。 〇障害者の有料道路の割引制度手続きは、申請者が多く、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとって、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がないため、有効期限が切れて割引されなかったとのクレーム等を市職員が受ける場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による交付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを免送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。 〇提案団体同様、申請手続きが申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量が他の業務を圧迫している。 〇本市でも申請件数が非常に多く、1件の手続きに要する時間も約10分ほどで、長い待ち時間による窓口の混雑につながっている。有料道路事業者への直接申請を可能とし、福祉窓口で手続きした方が都合の良い方には今まで通り割引申請を受け付けることで、障害者の負担軽減と事務量の削減の両方をバランスよく図ることができると考えられる。 〇証明書が発行のため、問い合わせや窓口への来所者非常に多い。1件あたりの窓口対応時間も10分程度であり、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。当市の平成30年度受付件数は515件であり、手続きについてや制度自体の苦情を言われることもあり、対応に苦慮している。 〇有料道路障害者割引の手続きについては、申請件数や問い合わせも多く対応に時間を要するため、利用者及び市窓口の負担が大きい。有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減と窓口の事務負担の削減につながるかと考える。 〇障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 〇当該割引制度の申請は福祉事務所に必ず出向く必要があるが、就労等をしている人にとって大きな負担になっている。 〇障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 〇本市においても、有料道路割引の電話による問い合わせや窓口対応により、対応や、確認等に要する事務量が多くなっている。また、家族の構成が多様化している中で、対象者によっては住民票等をそろえる必要があったり、加齢や日中の仕事等の理由で、窓口に来庁することが難しい方がおられる。有料道路割引の申請が、郵送もしくはインターネットで直接有料道路事業者に行えるようになれば、利用者の利便性が高まるとともに、福祉事務所等における事務量を削減することができる。 〇新規申請や更新・変更の際に福祉事務所での手続きが必要な申請者の負担は大きく、有料道路事業者への直接申請を希望する声がある。また、対象者が多いことから、窓口混雑の一因ともなっている。加えて「本来有料道路事業者が自ら行うべき事務を、市職員が代行していること」違和感や「市民感覚から、福祉事務所が手続きを行うことは是非に関する問い合わせ、苦情も毎年複数発生している。手続きの省略や申請方法の変更は、申請者及び市町村双方の大きな負担軽減につながるかと考える。 [ETCを利用しない場合]車両を1台に限定する必要性はなく、事前の福祉事務所による証明なしに、手帳の提示のみを持って、料金の支払機やスタッフによって確認するべきである。 [ETCを利用する場合]不正利用防止の観点から車両を特定する必要性は認められるが、要件の緩和は障がい者の利便性を向上させ社会参加の機会等の増大につながる。郵送やインターネット申請の方法により、有料道路事業者が直接申請を受け付けるべきである。 〇申請の都度、手帳への記載やETC利用対象者証明書の交付を受けるため、窓口へ出向く必要があり、利用者にとって負担となっている。 割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、本市は世帯辺りの保有台数が全国でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。 また、市側としても、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 〇本市においても、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続きが必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている点について、利用者からの苦情や改善要望が多く寄せられているところ。 〇提案市と同様の意見。補足として、対象自動車についても改めて検討したい。自家用貨物の場合、要件が細かく設定されている。軽トラックのみを自営の車として使用している場合もあり、その場合対象とせず、窓口で苦情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という点で対象についても検討願いたい。 〇利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者へ直接行えるようにすることで、利用者福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減となる。 〇提案に賛同する。本市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。 〇本市においても問い合わせや窓口への来所者が増えている。また給付の窓口混雑に伴う苦情も発生しており、窓口対応に要する事務量が増加している状況である。また、区役所での手続きを省くことが出来るため、利用者にとっても負担軽減というメリットがある。 〇市町村窓口での手続きが不要となり、市民の申請手続きの負担が軽減される。インターネットでの申請を促すことで郵便での負担も生じない。また、職員の手数負担の大幅な軽減が見込まれる。(参考)平成30年度申請件数:8,078件 〇福祉事務所等に出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声は多い。受給者の利便性を高めるためにも、郵送で利用手続きが行えることが望ましい。 〇有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリースなどで車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続きのために市町村福祉事務所等に出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。
177	A	権限移譲	医療・福祉	医療計画の策定等に係る権限及び地域医療構想の実現のために必要な措置に関する権限を、二次医療圏が市域で完結している指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、市域の医療動向を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。 1. 医療計画は都道府県が定めるとされており、本市が基準病床数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、適切な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行うとされ、本市の実情を踏まえた会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。 このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に取り組めるよう、 1. 医療計画の策定等に係る権限を都道府県から指定都市に移譲できるよう制度を改めること。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限を指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	1. 医療計画について、市域の医療動向を把握している本市が策定することで、基準病床数の算定などを、より地域の実情に合わせたものにする事が期待できる。また、市単位で策定される介護保険事業計画との整合性を図ることができる。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置について、地域の実情を把握する本市が権限を持つことで、地域医療構想調整会議のより有効な活用や地域の医療機関への柔軟で迅速な対応が期待できる。	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16	厚生労働省	横浜市	支障事例等の詳細は別紙のとおり	名古屋市長	〇都道府県のように、人口規模が大きく、複数の指定都市を有する場合において、各市の実情を十分に把握して県計画に反映させるには、その過程において様々な困難が伴う。また、地域包括ケアシステムの推進や災害時における保健医療体制の構築等、地域の課題が増大する中、県医療計画と、市の介護保険事業計画等との間で整合を図るには、県と市で密接な連携が不可欠となる。以上のような課題がある中、現状は、県の地域医療構想調整会議において、本市の地域性や考え方を踏まえた基準病床数の設定や、医療介護連携に資する委員構成の具体化が図られるなど、本市固有の課題等について県と市の間で議論する環境は整いつつあると認識しており、当該権限のあり方については、今後の調整会議での議論等を踏まえながら検討していく必要がある。 〇高い行政能力を有する指定都市の機能等を医療法上明確化する必要があるが、周辺市町村を含む広域圏での医療サービスを展開する役割を持つ指定都市単位で医療計画を策定すべきであるという趣旨に賛同し、独自計画を策定する必要があるとされている。独自計画の策定にあたっては、現在各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金の権限移譲がその達成に向けて不可欠であり、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律にもあわせて位置付けることが必要である。 〇地域医療構想調整会議は県からの委任により本市で運営している。しかし、地域の医療機関への対応は最終的には県知事の権限となっており、指定都市の実情をふまえた医療機関への対応が進みにくい面もある。

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
192	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育施設を医療機関内に併設する条件による併設条件との同等化	病児保育施設についても医療機関内の設備(待合・廊下・トイレ)の共用や職員の業務により併設できるよう、介護保険施設等と同様の併設条件とする。【現状】介護保険施設等を医療機関内に設置する場合は、医療法解釈に関する国通知において一定の条件(医療に支障がない、管理者の明確化、利用計画の提出等)の下で、待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の業務が認められている。病児保育施設は医療と密接な関連があり、介護保険施設等と機能的な差異がないにもかかわらず、国通知により待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の業務が認められていない。【支障事例】医療機関内に併設されている病児保育施設は、児童の預り前に医師の診察を要するなど併設医療機関の管理下にある。しかし、医療法上、医療機関内の患者利用スペースに保育関係施設を設置することは想定されていないため、医療法を厳密に適用すると待合・廊下・トイレ等の導線分離等のために工事が必要となるなど、医療機関の構造や保健所の裁量に左右され、医療機関が予見性を欠き病児保育施設の設置を躊躇することとなる。現状では、病児保育施設の必要性に鑑みて、特例的に一定の施設共用を認めるなどの配慮が行われているものの、政令指定都市・中核市・都道府県保健所との裁量に委ねられている。例えば、県内A市が、市内に立地する病院内に、一部の病室を転用して病児保育施設を開設する計画を策定したが、構造上、階段・廊下等導線の分離ができず、保健所の指導の下、運用上の対応策を模索することになった。対応の検討に時間を要し、半年程度閉鎖準備が遅れた。また、病院内における病児保育施設的位置付けが明確でないことから、病院が一時的に閉鎖に陥る向きの姿勢を示すなどの弊害も見られた。	介護保険施設等と同様の条件(医療に支障のないこと、管理者の明確化、利用計画の提出等)で医療機関と病児保育施設の併設を認め、医療機関の構造や保健所の指導の範囲に左右されている併設条件を明確化することにより、医療機関の予見可能性が高まり、病児保育事業が円滑に実施される。	・厚生労働省医政局長・老健局長通知(平成30年3月27日付 医政発第0327第31号・老発0327第6号)「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」	厚生労働省	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、関西広域連合	旭川市、川崎市、南あわじ市	○病児保育事業の参入には施設整備が不可欠となっており、条件の緩和は一定のニーズのある当事業の推進に繋がるため制度改正の必要性を感じている。 ○病児保育事業については、保育所所管部局等関係部署との調整等が必要と慮慮されるが、医療法上、医療機関と病児保育施設との設備等の共用が明確になることにより、医療機関に対して適切な指導を行うことができるものとする。	
210	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	現在、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。)に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。)に基づく飼養の許可(同法第9条第1項)が必要となることがある。※化製場法に基づく指定区域(同法第9条第1項)において、動愛法に基づく飼養施設(同法第10条第2項第6号)内で10頭以上の犬を収容する場合、化製場法に基づく飼養許可規制の目的が、公衆衛生にあるのに対し、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等であり、その規制目的を異にしており、重複規制となっているわけではない。もともと、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき動物施設規則施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき都道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を定めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。	行政側の事務負担の軽減及び事務運用の効率化 申請者側の事務負担の軽減	化製場等に関する法律第9条第1項 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項、同条第2項	厚生労働省、環境省	神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横浜須賀野市、藤沢市、大磯町	青森県、福島県、川口市、豊橋市、八尾市、高松市、大牟田市、熊本県、宮崎県	○動物の愛護及び管理に関する法律に化製場等に関する法律の内容を盛り込んだ形の整備を行えば、第一種・第二種動物取扱業の登録を得た者について、化製場等に関する法律に基づく飼養許可を得たものとみなすことは可能であり、申請者、行政の両者の事務負担等も軽減され、効率化を図れることから見直すべきと考える。 ○平成30年度の同様支障事例で許可した件数は6件であった。 ○当市では、動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務と化製場等に関する法律に関する事務を所管する部署が異なり、かつ、これらの部署の窓口(事務所の場所)が離れていることから、このような規制緩和がなされることにより、申請者の負担や事務処理の負担が大幅に軽減されることを期待する。 ○化製場等に関する法律と動物愛護管理法とを整理しつつ、それぞれの法に基づく手続の要否を判断せざるを得ない状況にあるため、業務が非常に煩雑となっている。 ○提案市と同様、動愛法に基づく第1種第2種動物取扱業の登録と化製場の飼養許可と2つの審査が必要となるケースがあり、行政側も申請者側も事務手続き負担となっている。動物取扱業登録があれば、一定の衛生管理を満たしており化製場の動物飼養許可の要件を満たしていると判断できる。	
262	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格については、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者、又はこれと同等以上の学力を有する者」の受験要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この受験要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	近年の食の安心安全に対する関心や外食志向の高まりを受け、調理師が国民の食生活において果たす役割は大きい。今回の措置で、受験希望者の負担軽減を図ることにより、ここ数年減少傾向にある受験者、免許交付数の増加を図ることができる。また、将来的に調理師資格保有者を増やすことは、調理師法の目的とする「調理の技術に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もって国民の食生活の向上に資する」につながる。また、受験者の利便性の向上等及び試験事務に関わる者等の負担軽減につながるかと考える。	調理師法第3条第2項	厚生労働省	関西広域連合	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、松山市、宮崎県	○当市では、県事務処理の特例に関する条例に基づき、調理師試験の受験願書の受理と進達業務を行っている。調理師試験の受験資格としては、調理師法第3条第2項における学歴要件があることから、受験願書の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要となっている。このことが、事実、受験者をはじめ、書類審査時における負担にもなっている。本提案のとおり学歴要件が撤廃されれば、受験者の利便性の向上と負担軽減が図られ、受験しやすい環境づくりが実現する。 ○試験申請時の添付書類の卒業証明書等について、氏名等変更がある場合は戸籍抄本等の提出が必要となるが、複数回に変更されている場合はその取得に苦労される事例がある。 ○当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。 ○当県においては、さらに東日本大震災の津波被害等により、卒業証書を亡失し、卒業証明書の取得を要する受験者が多く、時間的、経済的負担がかかっている。 ○社会背景的にも、義務教育課程である中学校を卒業していないと考えられる者が一定数いるとは考えにくく、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化していると言える。仮に何らかの事情でそのような者がいたとしても、もう一方の受験資格である2年以上の実務経験により、一定の社会性や業歴は担保されるものと考えられる。以上のことから、受験資格の学歴要件は不要と考える。(参考)当県の調理師試験の受験者数は、年間約1,300人から1,500人程度で推移
263	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格については、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者、又はこれと同等以上の学力を有する者」の受験要件について撤廃することを求める。	製菓衛生師試験の受験資格としては、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この受験要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	近年の食の安心安全に対する関心や外食志向の高まりを受け、製菓衛生師が国民の食生活において果たす役割は大きい。今回の措置で、受験希望者の負担軽減を図ることにより、ここ数年減少傾向にある受験者、免許交付数の増加を図ることができる。また、将来的に製菓衛生師資格保有者を増やすことは、製菓衛生師法の目的とする「菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」につながる。また、受験者の利便性の向上等及び試験事務に関わる者等の負担軽減につながるかと考える。	製菓衛生師法第5条第2項	厚生労働省	関西広域連合	青森県、神奈川県、石川県、松山市、久留米市、宮崎県	○当市では、県事務処理の特例に関する条例に基づき、製菓衛生師試験の受験願書の受理と進達業務を行っている。製菓衛生師試験の受験資格としては、製菓衛生師法第5条第2項に学歴要件があることから、受験願書の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要となっている。このことが、事実、受験者をはじめ、書類審査時における負担にもなっている。本提案のとおり学歴要件が撤廃されれば、受験者の利便性の向上と負担軽減が図られ、受験しやすい環境づくりが実現する。 ○当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。

厚生労働省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
272	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があったときは、その指定更新等とは指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないときは、指定をしない」と規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もあり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考(千葉県)】 ・平成30年度の指定件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 ・令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率:90.1% (内訳)市内保険医療機関数1,719のうち指定医療機関数1,549	自治体及び医療機関双方の事務負担の軽減が図れる	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	厚生労働省	指定都市市長会		旭川市、宮城県、群馬県、埼玉県、新潟県、石川県、長野県、名古屋市、愛知県、大阪府、八尾市、高松市、久留米市、熊本市、宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○当市では毎月、翌月に指定期間満了となる生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局に該当しない指定医療機関に対し、指定更新の通知を行っている。また、提出された指定更新申請書には不備があることが多く、健康保険の登録内容による確認作業が生じているのが現状である。もし提案どおり制度が改正されれば、これらの事務作業が不要となり当市の事務負担が軽減される。また、指定更新申請書の作成及び提出の必要がなくなるため、指定医療機関の事務負担も軽減される。【参考】当市における平成30年度の指定件数:131件(内訳)指定:24件、更新:107件 ○当市において、更新忘れを防ぐため更新案内を送っているが、みだし措置が行われれば、この事務負担も減少する。平成30年度指定件数:163件(内)更新85件 ○健康保険法による保険医療機関等が指定更新手続きの際に指定辞退等の事例は無いため、業務上支障は生じず、事務負担軽減が可能である。 ○指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかであるにもかかわらず、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある(自治体及び医療機関双方の事務負担の軽減が図れるため)。 ○指定更新事務は、自治体及び医療機関双方の事務負担となっているが、指定更新事務を通じなくても、生活保護の指定医療機関に対する個別指導や検査等により、指定更新事務の趣旨は担保できていると考えられる。保健医療機関の指定更新を受けていれば、生活保護の指定医療機関の更新もみなされることで支障はないと考える。 ○指定更新の手続きを一本化することで、事務の効率化を図ることができる。 ○有効期限が6年以内か、医療機関自体が更新を失念している場合もあり、こちらから関係書類提出の提出を促すこともある。同時更新となれば事務負担の軽減が図れる。 ○当県においても提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度を見直ししてほしい。なお、当該見直しは更新に限らず、当初の指定についても適用できるよう見直ししてほしい。(※参考…申請受理件数180件(更新133件、指定47件)) ○当市でも同様の支障事例が発生している。制度改正により当市及び医療機関双方の事務負担の軽減を図ることができる。 ○事務負担の軽減が図れるため提案趣旨に賛同。【千葉県データ】平成30年度指定件数267(新規83、更新184)、管内指定医療機関数 令和元年6月 1,915 ○当県における指定件数(平成30年度)合計:855件(内訳)指定:338件、更新:517件 ○生活保護法指定医療機関となるためには保険医療機関でなければならない。このため、指定更新を行う際は結局保健医療機関の指定更新がなされているかを確認している。仮に医療機関が指定更新の際に生活保護指定医療機関のみについて指定を受けようとならない場合は、辞退届を提出することで足りるため、生活保護法独自に指定更新手続きを行う必要性は少ないものと考えられる。
277	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道有第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道有第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	厚生労働省、国土交通省	指定都市市長会	札幌市、苫小牧市、白河市、日立市、石岡市、浦安市、千葉市、江戸川区、八王子市、横浜川市、平塚市、金沢市、大垣市、豊橋市、西尾市、亀岡市、安木市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○当市の有料道路割引申請は1日平均7名程度あり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。 ○当市においても全く同様であり、職員の対応時間や事務量が非常に多いとともに、特にETC申請は制度内容が複雑で、トラブルも多く見られる。また、有料道路事業者への手続きも必要のため、市民が直接有料道路事業者へ手続きできないのかという声も多い。 ○障害者の通院の際、やむを得ず登録されていない車両を使用、障害者に必要な通院に高速の割引が受けられず、自立や社会経済活動の妨げとなっている。 ○障害者有料道路割引制度の申請も増加しており、有料道路割引制度の申請も増加することから、事務量削減のためにもこの提案に賛成する。 ○有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が発送されるが、料金所走行の場合は特にお知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備がある場合は有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が複雑になっている状況であることから、提案と同様、更新手続きの徹底や道路事業者への直接申請など、制度見直しの必要性を感じている。 ○当市においても同様の状況である。年間申請件数は把握していないが、問い合わせ等も含めると事務量は非常に多くなっているため、郵送やインターネットでの申請ができるようになれば、事務の削減だけでなく、申請者への負担軽減にもつながると考えられる。 ○当市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不備も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きいため手続きの改善を求める。 ○障害者有料道路割引制度の手続きは、申請者が多く、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとって、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がないため、有効期限が切れて割引されなかったとのクレーム等を市職員が受ける場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による受付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを発送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。 ○当市の状況についても上記の支障事例のとおりであり、遠方から手続きに来行された場合も、車検証等、必要書類の不備等があれば不受理の取扱いをしているため、トラブルの原因となっている。インターネット申請等が可能な環境を整えば、上記のような不受理に係るトラブルも軽減され、申請者、受理者双方においてメリットとなるものと考えられる。 ○提案団体同様、申請手続きが申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量が他の業務を圧迫している。 ○当市でも申請件数が非常に多く、1件の手続きに要する時間約10分ほどで、長い待ち時間による窓口の混雑につながっている。有料道路事業者への直接申請を可能とし、福祉窓口で手続きした方が都合の良い者には今まで通りに割引申請を受け付けることで、障害者の負担軽減と事務量の削減の両方をバランスよく図ることができると考えられる。 ○障害者有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所でも更新案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 ○当該割引制度の申請は福祉事務所へ必ず出向が必要である。就労等をしている人にとって大きな負担となっている。 ○提案事項のとおり、当市においても定期的に市役所で手続きを行う必要があることは、申請者の負担となっている。実際に、その声もあがっている。郵送やWEBで完結する仕組みにより申請者の負担軽減が必要と考える。 ○他の割引制度はその割引を行う機関に直接申請するものが多く、利用するタイミングで申請できる。利便性を高めるためにも高速道路会社に直接手続きできるよう求める。当市では同様の申請が年間約1,500件あり、問い合わせや申請時の必要書類等の説明、申請受付に係る事務量も増加傾向にあり、負担となっている。 ○障害者有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所でも更新案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 ○当市においては、有料道路割引の電話による問い合わせや窓口対応により、対応や、確認等に要する事務量が多くなっている。また、家族の構成が多様化している中で、対象者によっては住民票等をそろえる必要があったり、加齢や日中の仕事等の理由で、窓口に来行することが難しい方がおられる。有料道路割引の申請が、郵送もしくはインターネットで直接有料道路事業者に行えるようになれば、利用者の利便性が高まることと、福祉事務所における事務量を削減することができる。 ○申請の郵送、手帳への記載やETC利用対象者証明書の交付を受けするため、窓口へ出向が必要であり、利用者にとって負担となっている。割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、当市は世帯辺りの保有台数が全国でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。 ○当市においても、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続きが必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっている。本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の促進の観点から、利用者の負担軽減や事務量の削減を図ることが、利用者の負担軽減や事務量の削減につながる。軽トラック(2人乗り)は対象とされていないが、当市の地域では、軽トラックのみを自宅の車として使用している場合もあり、その場合対象とならず、窓口で事情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という観点から対象車についても検討願いたい。 ○当市においても当該事務及び当該事務に係る問い合わせや苦情は、非常に大きな負担となっている。 また、手続きが負担であるとの苦情も窓口相談に多く寄せられている。 今後はマイナンバーの利用も含め有料道路事業者での直接対応できる体制を整備いただきたい。 ○利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者に直接行えるようにすることで、利用者が福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減となる。 ○提案に賛同する。当市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。 ○当市においても問い合わせや窓口への来所者が増えている。また給付の窓口混雑に伴う苦情も発生しており、窓口対応に要する事務量が増加している状況である。 また、区役所での手続きを省くことが出来るため、利用者にとっても負担軽減というメリットがある。 ○市町村窓口での手続きが不要となり、市民の申請手続きの負担が軽減される。インターネットでの申請を促すことで郵便代の負担も生じない。また、職員の事務負担の大幅な軽減が見込まれる。 (参考)平成30年度申請件数:8,078件 ○福祉事務所へ出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声も多い。受給者の利便性を高めるためにも、郵送で利用申請が行えることが望ましい。 ○有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続きのために市町村福祉事務所等へ出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
281	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公園等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続きが必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の妨げとなつては利用手続きが行える方法に改めるよう求める。	車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等に出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。	・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知) ・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公園等策定)	厚生労働省、国土交通省	指定都市市長会		札幌市、苫小牧市、白河市、日立市、石岡市、福川市、千葉市、江戸川区、横浜市、大田区、豊橋市、西尾市、亀岡市、堺市、茨木市、出雲市、防府市、徳島市、高松市、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎市	<p>○当市の有料道路割引申請は1日平均7名程度であり、車両の変更やETC申請などで年に複数回、窓口に来られる方もいる。手帳の提示のみや、郵送等での更新に変更したほうが、障害者及びその介護者の負担軽減につながる。</p> <p>○障害者の通院の際、やむを得ず登録されていない車両を使用、障害者に必要な通院に高速の割引が受けられず、自立や社会経済活動の妨げとなっている。</p> <p>○有料道路における障害者割引制度については、ETC利用者には「更新案内通知」が発送されるが、料金所走行の場合は特にお知らせがないため更新を忘れてしまう場合も多いこと、また、ETC利用者では証明書に不備があれば有料道路事業者からの問合せが市町村にあり、市町村が本人確認を行うことなど、業務が煩雑になっている状況であることから、提案市と同様、更新手続きの撤廃や道路事業者への直接申請など、制度見直しを必要と感じている。</p> <p>○当市においても、同様の状況である。JRなどの公共交通機関と同様に手帳の提示により障害者割引制度が利用できるようなことで、市町村の窓口へ申請に来る必要がなくなるため申請者への負担が軽減され、また事務の削減にもつながると考えられる。</p> <p>○当市においては、年間約2,000件の申請がある。概ね2年に一度、市役所に来て手続きが必要であり、また、手続きも複雑であり、必要書類の不足も少なくなく、申請者及び福祉事務所職員の負担が大きいため手続きの改善を求める。</p> <p>○障害者の有料道路の割引制度手続きは、申請者数も多く、窓口対応の件数増加の原因の一つにもなっている。また、利用者にとって、2年ごとの更新の手間がかかることに加え、ETC利用者に対しては更新案内があるが、有人窓口での手帳提示による利用者に対しては更新案内の通知がないため、有効期限が切れて利用できなかったとのクレーム等を市職員が受け取る場合がある。よって、有効期限の延長や道路管理事業者への郵送による受付の検討を望む。また、更新対象者に対しては、既登録内容を基に氏名や住所等を印刷したものを発送し、手続きの簡素化を検討してもらいたい。</p> <p>○指定車両の撤廃については、当市から高速道路事業者へ直接要望した経緯もあり、左記のような利点もあることから、柔軟な対応を求める。ETC割引手続については、必要書類等も多く、申請者、受理者双方において大きな負担となっているため、手続きの簡素化が必要と考える。</p> <p>○提案団体同様、申請手続きが申請者の負担となっている。また、その対応に要する事務量が他の業務を圧迫している。</p> <p>○身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続きが必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなつては、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。</p> <p>○当該割引制度の申請は福祉事務所へ必ず出向く必要があるが、就労等をしている人にとって大きな負担になっている。</p> <p>○提案事項のとおり、当市においても定期的に市役所で手続きを行う必要があることは、申請者の負担となっている。実際に、その声もあがっている。郵送やWEBで完結する仕組みにより申請者の負担軽減が必要と考える。</p> <p>○市町村福祉事務所での定期的な更新申請手続きを要する現行の制度では、障害者にとって負担が重く、また、本来有料道路事業者が事務手続きを行うべきものであるにも関わらず、事務的経費としての財源措置も無い中で現在行っている市町村福祉事務所にとっても負担となっている。</p> <p>○当市においては、複数の介護者が、有料道路を利用して、交代で通院介助等を行いたいと希望される方がいるが、1人の障がい者につき登録できる車が1台に限定されているため、障がい者の利便性が損なわれていると感じる。また、福祉事務所等への有料道路・ETC割引の申請については、仕事の都合で平日は来庁が難しく、障がい者・保護者共に高齢のため窓口に来ることが困難な方もおられる。身体障害者手帳の提示のみで割引が適用になり、ETCの利用手続きの方法が改善されれば、利用者の利便性を高めるとともに、福祉事務所等での事務量の軽減にもつながることができる。</p> <p>○申請の都度、手帳への記載やETC利用対象者証明書の交付を受けるため、窓口へ出向く必要があり、利用者にとって負担となっている。</p> <p>○割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されているが、当市は世帯辺りの保有台数が全国でも上位で、複数台所有している世帯が多く、地域の実情にそぐわない。</p> <p>○当市においても、有料道路における障害者割引制度について、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続きが必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなつては、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。</p> <p>○提案市と同様の意見。補足として、対象自動車についても改めて検討いただきたい。自家用の貨物の場合、要件が厳しく設定されている。軽トラック(2人乗り)は対象にならないが、当市の地域では、軽トラックのみを自宅の車として使用している場合もあり、その場合対象とならず、窓口で苦情の申し出を受けたことも少なくない。障がい者の社会参加という点で対象車についてもご検討願いたい。</p> <p>○当市においても、他の交通機関の割引と異なり、身体障害者手帳等を見せるだけでは割引にならないという点について、市民からの苦情がある。</p> <p>また、身体障害者手帳については、状態の変更があり得ず、有効期限が特に設定されていないことも多いが、高速道路の割引については、約2年に一度更新をしなければならない。このような取扱いについても非常に負担であるという意見が、窓口に多く寄せられている。特に重度の障害者については、窓口に出向くこと自体が困難な場合がある。</p> <p>なお、当該証明事務は窓口担当課において非常に大きな事務負担となっている。また、上記のような要望や苦情については、当市のみでは改善が不可能なものでありながら、窓口担当者は一旦は受け付けざるを得ないため、負担となっている。</p> <p>○有料道路の障害者割引については1人1台の自動車に限定されているが、この限定が撤廃されることにより、家庭で複数の車両を所有している場合やリースの場合などでも割引の適用を受けることができるようになり、障害者の移動の利便性向上につながる。</p> <p>また、利用申請や更新手続きについて、利用者から高速道路事業者へ直接行えるようにすることで、利用者が福祉事務所へ出向く必要がなくなり、利用者の負担軽減となる。</p> <p>○提案に賛同する。当市でも有料道路料金の割引処理については年間約3,000件ある。</p> <p>○当市においても、車両ごとの指定の撤廃は市民からの要望も強く、利用者にとっては様々な福祉サービスにつながることを期待される。また、障がい当事者団体より要望があり、外出の利便性向上のため、車両ごとの指定の撤廃を求められている状況である。</p> <p>○市民の申請手続きの負担軽減及び市町村職員の事務負担軽減につながるから、制度改正の必要性があると考えます。</p> <p>○福祉事務所等へ出向くことが困難であるという相談は多数寄せられており、高速道路事業者等と直接のやりとりを望む声は多い。受給者の利便性を高めるためにも、郵送で利用手続きが行えることが望ましい。</p> <p>○有料道路事業者への直接の申請が可能となれば、障害者の負担軽減とワンストップサービスに繋がる。また、各福祉事務所の事務量の削減につながる。車両ごとの指定を撤廃することで、カーシェアやリース等で車両の所有者が本人や家族でない場合や、複数の介護者がそれぞれの車両で重度障害者を移動させる場合なども割引の適用を受けることができる。更新手続又は「ETC利用対象者証明書」の交付手続きのために市町村福祉事務所等へ出向く必要がなくなり、申請者への負担が軽減される。</p>